

インターンシップ制度のご案内



フェリス女学院大学 就職課

1. はじめに

フェリス女学院大学では、学生が企業や団体などで一定期間就業体験をし、働くことの実態や自分のキャリア、適性について理解していくための取り組みを推進しています。また本学では、国内の文系女子大として初めて1996年からインターンシップ制度を導入して以来、インターンシップをとおして将来の可能性を広げられるよう、きめ細やかなサポートを行っています。

2. インターンシップ制度について

本学では、インターンシップを大きく3つに分けて学生に周知しています。

- ・ 授業として行うインターンシップ「**キャリア実習(短期・長期インターンシップ)**」
- ・ 本学と企業にて実習内容を申し合わせて行う「**学生が大学を通じて申し込むインターンシップ(正課外インターンシップ)**」
- ・ 「**自由応募によるインターンシップ**」

3. 学生が大学を通じて申し込むインターンシップ(正課外インターンシップ)

学生が大学を通じて申し込むインターンシップ(正課外インターンシップ)は、本学就職課が主催するものであり、原則単位の認定は行わない教育プログラムです。あらかじめ実習内容などを申し合わせて実施しますことをご了承ください。

(1)お願い

実施する上で、以下の事項にご留意くださいますようお願いしております。

- ・ 文部科学省、厚生労働省、経済産業省が示している『インターンシップの推進に当たっての基本的考え方』に則り、インターンシップは教育活動の一環としておりますので、採用活動としてのインターンシップはご遠慮ください。
- ・ 受入期間は、原則として本学の長期休暇中の1週間(実働5日)以上としています。
- ・ 学生へ周知を行う前に、実習先には具体的な実習内容、実習スケジュールの提出をお願いしております。
- ・ 原則、日当は必要ありません。
- ・ 学生の派遣にあたっては、学内選考を実施し通過した者のみ派遣いたします。
- ・ 学生の派遣が決定した際に、実習先と本学において「覚書」の取り交わしをさせていただきます。
- ・ 実習終了後、ご担当者様より「総括表」のご記入をお願いいたします。

※学生が大学を通じて申し込むインターンシップ(正課外インターンシップ)の実施をご希望の場合は、本学就職課までお問合せください。本学指定の「募集要項」をお送りいたします。

※「覚書」「総括表」は本学指定の用紙がございます。実習実施前に内容をご確認いただくことが可能です。

(2)実習プログラムについて

通常の職場・業務を体験することで、学生は多くのことを学びます。このため、実習のための特別なプログラムをご用意いただく必要はありませんが、以下の点をご考慮いただきたく存じます。

- ・ 仕事を与えていただく際、その仕事の組織における位置付けや意味合いなどをご説明ください。学生の理解も深まり、意欲的に取り組み事ができると考えております。
- ・ 座学だけではなく、組織の一員として業務に何らかの貢献をした、という体験を得る機会をご提供いただきたいと思います。
- ・ 課題を与え、実習期間を通じて学生なりの結果を出すような機会をご提供いただければ幸いです。

(3)保険について

学生が大学通じて申し込むインターンシップ(正課外インターンシップ)は本学就職課が主催するインターンシップとなるため、以下の保険に本学より加入をいたします。

①学生教育研究災害傷害保険

学生が通勤中、就業中に事故にあった場合の保険です。

②学研災付帯賠償責任保険(インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険)

学生が実習において他人に怪我をさせたり財物等を破壊したりした場合の保険です。

(4)事前・事後の指導について

実習前に、事前指導として事前研修を実施いたします。また、実習後もレポートを作成するなど、インターンシップの学びをより深める指導を行います。

4. 自由応募によるインターンシップ

学生自身が自由に応募するインターンシップについては、原則大学が関与しないものとします。そのため、覚書の締結は行っておりません。また、保険については、学生自らの責任で加入するよう指導しています。

なお、一定の条件を満たすプログラムについては、大学にて広報を行うことが可能です。ご希望の場合は、本学就職課までご連絡ください。

(問合せ先) フェリス女学院大学就職課 求人・インターンシップ専用アドレス : kyujin@ferris.ac.jp